

非自発的失業者の方は国民健康保険税が軽減されます

「倒産・解雇等による離職」、「雇い止めなどによる離職」を余儀なくされた方は、失業（離職）から一定の期間、国民健康保険税が軽減されます。（軽減には申請が必要です）

■対象者について

次の①～⑤全てにあてはまる方が対象となります。

- ① 国民健康保険加入者であること
 - ② 雇用保険受給資格者証の離職年月日が、平成21年3月31日以後であること
 - ③ 離職日において、65歳未満であること
 - ④ 該当者の給与所得がゼロでないこと
 - ⑤ 雇用保険受給資格者証をお持ちの方で、「離職理由コード」が「11・12・21・22・23・31・32・33・34」のいずれかであること
- 適用される期間について
離職日の翌日から、翌年度末までとなり

ます。

※再就職して国民健康保険以外に加入する場合は、その時点までとなります。

■軽減の算定方法

対象者の前年所得のうち、給与所得を30/100として算定し賦課することにより、国民健康保険税を軽減します。（給与以外の所得、対象者以外の被保険者の所得、対象期間外の所得については、100/100として算定します。）

■申請に必要なもの

○雇用保険受給資格者証の写し

○印鑑

■申請場所

税務課および各総合支所・出張所

■問い合わせ 税務課 課税第1班

☎0820(74)1008

多重債務者向け無料法律相談会 (要予約)

山口県弁護士会、山口県司法書士会等との共催で、多重債務者向けの無料法律相談会を開催します。

■日時

○2月22日(金)

前半 午後2時から4時30分まで
後半 午後5時30分から午後8時まで

○2月23日(土)

前半 午前10時から午後0時30分まで
後半 午後1時30分から午後4時まで

※両日とも、前半は司法書士相談、後半は弁護士相談

■場所 柳井市文化福祉会館3階

■定員 各10人(定員になり次第締切)

■申し込み 2月15日(金)(※執務時間内土日祝日除く)までに事前に電話で予約

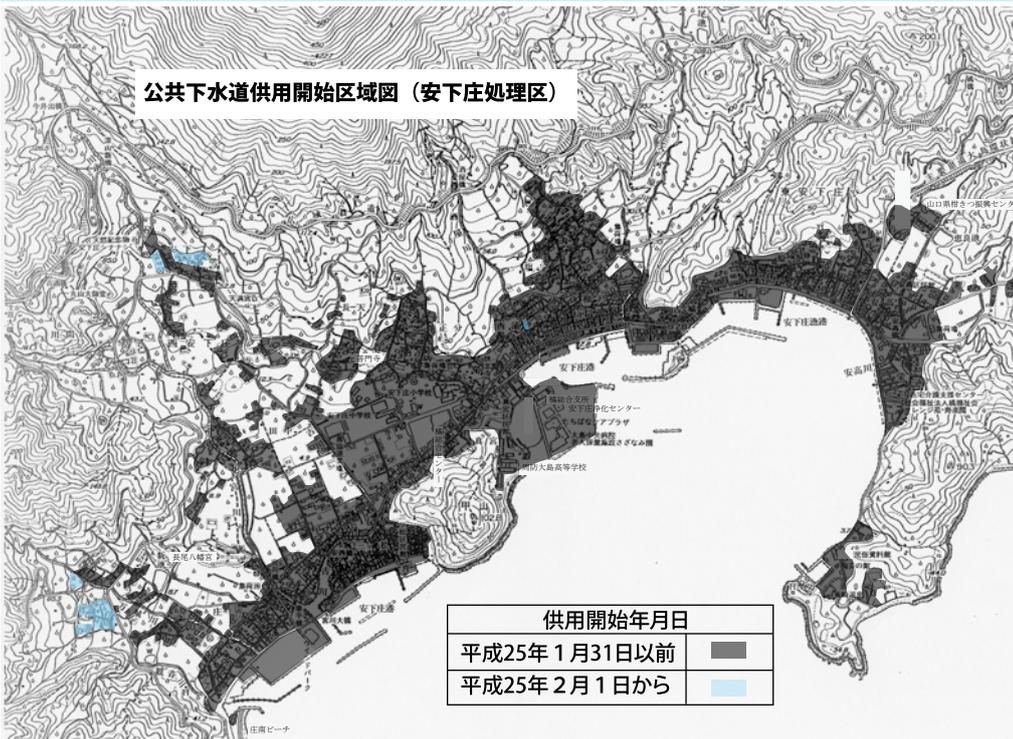
■内容 法律専門家との面接相談(専門家への相談は1人30分。なお、事前に相談内容の整理をする必要があるため1時間前の来場が必要)

■申し込み・問い合わせ

柳井市消費生活センター
(市商工観光課内)

☎0820(22)2125

公共下水道の供用開始区域が拡大されます — 安下庄地区 —



安下庄地区公共下水道では、2月1日から使用できる区域が左図のとおり、さらに拡大されます。供用開始区域図の縦覧を、上下水道課および橋総合支所の窓口で、1月18日(金)から1月31日(木)の間行います。

なお、供用開始から3年以内に水洗便所に改造されると、資金の融資を受けることができます。また、快適な生活と環境保全のために、早めに下水道への接続をお願いします。

■問い合わせ 上下水道課 ☎0820(79)1011